

平成 28 年度 第 3 回千葉県社会福祉協議会政策調整委員会概要

1 期 日 平成 28 年 10 月 27 日（木）10 時 10 分～12 時

2 場 所 千葉県社会福祉センター 4 階第 1 会議室

3 出席者 委員 6 名

（田中委員長、小林副委員長、伊与久委員、湯川委員、牧野委員、石川委員）

事務局 14 名

（松澤常務理事、川上部長、鶴原部長、金子運営適正化委員会事務局長、
鈴木副部長、阿部副部長、窪田副部長、会田班長、山口班長、中田班長、
鈴木班長、中村班長、佐野班長、加養囑託）

計 20 名

4 内 容

（1）平成 28 年度事業中間評価について

説明者：各部局長

別添資料 1 のとおり説明。

質疑応答

（湯川委員）

社会福祉法の改正について、11 月 11 日に政省令が発出される予定だが、問題なのは定款準則ではなく、定款例である。社会福祉法人制度改革を理解していない方も多く見受けられるため、これからの経営相談のあり方についていろいろと考えていかなければならないのではないかと思っている。

全社協の地域福祉部から、同じ社会福祉法人として市町村社協と事業所が協働しながら地域における公益的な取り組み等を拡大していくべきではないかという報告書が出てくると思うが、それに対する市（行政）の理解力が乏しい。特に市（行政）は、助成金がつかなければできないというような考え方を強く持っているため、これから社会福祉法人としてどうあるべきかということをしっかり伝達していただきたい。

全国経営協では階層別研修のニーズが非常に高い。今般初めて開催したミドルマネジャー研修は、要項郵送から 2 日目で定員を超える状況であった。特に職員定着という部分においては、プリセプターやプレイングマネジャーが要であり、そういった方の資質向上を法人は求めているのではないかと思っている。県社協でも同様の研修を行っているが、資質向上に焦点を当てるなど、研修内容について工夫を凝らしていただきたいと思っている。

（小林副委員長）

社会福祉法改正について、県からの情報提供を通じて市町村行政の担当者レベルまでどの程度浸透しているのか。

(川上部長)

厚労省がヒアリングで来会した際に、所轄庁がどの程度説明会を開催しているのかという追加の調査を依頼されたため、市町村社協を通して確認を行ったところ、県は担当する町村を集めて説明会を1回行っているが、市は県内36市中10市しか説明会が行われていなかった。実施率が27.8%という状況では、何のことかわからないという法人がかなり多いのではないかと考えている。総体的に、いくつも法人がある市では説明会を行っているが、少ない市では行っていないのが現状である。

(湯川委員)

法人関係については経営協をはじめ行脚している。問題は所轄庁であり、特に市であると思っている。県からは、政省令が発出された後、12月を目途に説明会を開催したいということを知っているが、定款の遅れにより大変な状況になるとは思っている。

(小林副委員長)

事業面において、地域の中で何をやっていくのかという実態部分、定款や形式的な話等が一度に押し寄せた場合に備え、少なくとも市の担当者レベルまでそのことが理解浸透していなければならないのではないかと考えている。そのあたりを県ともう一度やり取りしていただきたい。

(川上部長)

11月下旬に、厚労省が都道府県および指定都市、中核市を対象に説明会を行う予定である。それを受けて県が12月中旬に2回目の説明会を行うことになっている。

(鶴原部長)

経営協においては法人向けに今後5回程度のセミナーを予定しているが、県から市町村行政に対する説明については、国の説明の受け売りであると考えられるため、内容的にはあまり期待できないものではないかと考えている。

(松澤常務)

先日千葉市の説明会に参加してきた。市内には法人が100くらいあるが、欠席は3~4法人程度で、ほとんどの法人が出席していた。今回の説明会は千葉市と千葉市社協が共催するようなかたちであったが、社協と施設との連携がうまく取れていない地域もあるため、これを機に行政と社協が協力し、法人を含めた説明会を今後開催していくことができれば、社協と施設とが良好な関係を構築できるのではないかと考えている。そういったことを行政に働きかけていくことも社協側のアプローチとして必要ではないかと考えている。

(小林副委員長)

社協側が地域福祉戦略のようなものを持ったうえで、法人の専門的機能と社協の組織ネットワーク、お互いの強みを活かして1つの事業が成り立つよう社協側から法人側へ積極的

に働きかけていってもらえればと思う。

(川上部長)

現在「地域における公益的な取組みの責務」というアンケートを実施しているところである。具体的には、管内の社会福祉法人との協働型を考えているのか、あるいは法人単独型を考えているのかという調査であるが、印象としてほとんどの法人がまだ検討していないように見受けられる。

(湯川委員)

地域における公益的な取組みについては、それぞれの都道府県社協から要請がきている。改正法への対応をはじめ、都道府県社協が中心となって行っているが、そこから市町村行政および社協へどう落とし込んでいくかということが課題ではないかと考えている。

(牧野委員)

生活困窮者自立支援制度従事者研修の開催費用はどのくらいか。実質いくくらい持ち出しになっているのか。

(川上部長)

県・中核センター・本会の三者共催である。昨年度の会場は県が無償で提供してくれた。資料一式は本会で準備し、講師の謝金は中核センターと本会で折半しており、10万円くらいである。

(小林副委員長)

運営適正化委員会の日常生活自立支援事業に係る運営監視の部分で、3年に1度書面調査を行っているとのことだが、滋賀県で起きた不祥事は、内部の牽制システムが機能していなかったためではないかと思っているが、実際に発覚したのは1年以上経過してからである。最低限その1年の中で、担当社協等どこかがチェックするべきであった。

これに関連して、千葉県下では最低限の牽制システムがどの市町村社協にも備わっているのか。印鑑や通帳を1人任せにするような原始の方法が取られているような心配はないのか。一度不祥事が発覚すると、マイナスイメージが非常に大きい。県下の市町村社協は問題ないのか。

(金子運営適正化委員会事務局長)

県センターで細かくマニュアルを整備し、それに沿って事業が実施されているのかを訪問指導している。また、5年ほど前から自己点検票を設け、内部で相互牽制を図れるようなシステムを構築し、県センターの訪問指導と必要な情報を交替しながら対応していくこととしており、少しでも兆候が見られるところは、3年を待たず毎年訪問をしている。小林副委員長からの意見も踏まえ検討したいと思う。

(伊与久委員)

生活福祉資金の貸付について、社協といえば「お金がない」が口癖のようにになっている。また、貸付のカウンターでは、生活困窮者に対して厳しい対応を強いられている現状である。その結果が、配付資料の記事に繋がっているのではないかと考えている。逆に、この記事から、実は社協にはお金があるのではないかと思う人も少なくないのではないか。滞留していたお金を国債等に運用し、留保しているとのことだが、他の地域福祉のために活用することはできないのか。今後は保有している必要以上の資金については返還をしていくというしくみを作るようだが、このことについて質問があった場合、社協担当者の対応が統一したものでなければ混乱を招く恐れがあると考えている。

一方で、生活保護受給者は増加している。生活保護者を調整する前段階としての支援策であると考えているが、そのあたりの調整がうまくできていないのではないかと考えている。

(鈴木副部長)

生活福祉資金の貸付原資については運用を行っているが、その運用益は用途が限定されており、生活福祉資金にかかる事務費に充てなければならないというルールになっている。実際に利子が発生した場合には、生活福祉資金にかかる人件費や各市町村社協の事務費の一部に充当している。したがって、県社協独自で、あるいは他の事業と併せて何かを行うというようなことはしていない。

(伊与久委員)

学校の教員を対象に福祉教育指導者を養成しているが、地域福祉に対する先生方の意識を高め、地域の核となる学校で子どもたちが福祉を学んでいくという構図がきちんとできていればいい地域になる。しかしながら、公立と私立では先生方の地域福祉に対する考え方等に温度差がある。そのあたりについて、研修・育成・養成する立場としてどのように考えているのか。

(鵜原部長)

教育庁が公立、私立ともに管轄をしているが、どちらかということ県立中心になってしまっている。県立には福祉部会が設けられており、ボランティアから今後は介護まで拡げていくという動きがある。一方、私立は二極化している傾向がある。一つは進学校、もう一つは(表現としてふさわしくないが)県立高校に入学できなかった生徒を救うといったように二極化している。そのため、福祉や介護といった切り口での先生方の意識は低い。

デュアル・システムについても県立、私立問わずすべてに案内を出しているが、やはり私立の反応はあまり良くない。

(伊与久委員)

大学へ協力要請に行くと「今学生は忙しい」、中学や高校では「先生は今忙しい」という回答が返ってくる。ボランティアに対する姿勢が昔と変わってきているように感じる。

(鵜原部長)

本来進路指導というと、就職、専門学校、進学とあるが、やはり進路指導と言えば大学という意識が先生方の中で強い。

(松澤常務)

1つの例であるが、情報科や園芸科など技術系の公立高校の中で、福祉の資格を取得させたいという先生がいる。専門学校とタイアップし、夏休み等を利用して在学中に資格取得を目指すというものである。こういった取り組みを機に、福祉系の大学への進学を希望する学生も増えており、進学率も上がってきている。また、実際に県立の学校でも福祉関係の学科が増えてきている。このような現状から、高校で福祉を学んで終わりではなく、その先も福祉に興味を持ってもらえるように福祉教育を推進することが何より大切であると思っている。

(田中委員長)

修学資金の貸付について、先ほど児童養護施設での進学の貸付の話が出ていたが、里親など在宅で社会的養護をしているような人も貸付の対象としていただきたい。

(松澤常務)

貸付の対象となっている。

(田中委員長)

生活困窮者自立支援事業について、現在必須事業と任意事業とに分かれているが、子どもの学習支援や子ども食堂など、これだけいろいろな拡がりを見せているのであれば、すべてを必須にした方がいいのではないかと思うが、その点についてどのように考えているのか。

(川上部長)

任意事業を必須にすべきではないかという意見は初めからあった。少しずつ上がってきてはいるが、実施率としては3割程度である。千葉県の場合は、家計支援と学習支援が33%、就労準備が40%、一時生活支援は9.3%となっている。昨年に比べて実施率は多少上がってはいるものの、3~4割くらいとなっている。また、県が任意事業を行わないことが実施率の低い要因であったが、モデル的に学習支援を始めているようなので、少しずつ実施率も上昇していくのではないかと考えている。

(湯川委員)

印西市を例に挙げると、市社協と一緒に事業を行おうとしたところ、市から予算がつかないからやめてほしいという意見があった。中間的就労には予算が一切ついていないこと、就労支援を含め学習支援、家計支援にも予算がついていないことを説明しても、市は助成金の予算措置ができなければ事業も行えないという考えを固持している。予算がつかなくてもや

れることはあるので、そこを打破していかなければならないと思っている。特に印西市については、市社協もそこにこだわっているようである。

(田中委員長)

行政とは違う社協には開拓的な役割がある。どこからかお金を取ってきてでも先駆的にやるべきではないかと思っている。そうでなければ社協は取り残されていくのではないか。社会福祉法人改革により、いずれ社協が地域福祉の中核的な推進組織というようなことを言っていられなくなるのではないか。

(2) 菜の花コミュニティプラン 2017 平成 28 年度中間評価について

説明者：各部局長

別添資料 2 のとおり説明。

質疑応答

(小林副委員長)

資料 2 ページの主な課題③で熊本地震に触れているが、8 月の岩手での集中豪雨の際に避難準備情報の意味がわからないという施設職員がいた。また、昨年茨城、栃木の水害では、枯れ草を取ろうとした施設職員が亡くなるということがあった。もしそれなりの準備をしていれば命を落とすことはなかったかもしれないと考え、東日本大震災から 5 年が経過し、国民はもちろん福祉施設関係者の災害に対する意識が薄れてきているように感じる。

熊本市を例に挙げると、同市は地震前から福祉避難所をきちんと整備していることを宣伝していたが、実際には甚大な被害によりまったく機能しなかった。このような実例から、施設関係、福祉関係向けに災害に対する意識付けを積極的に行っていったほうがいいのではないか。もし県社協の中で取り入れていくことができればお願いしたい。

(川上部長)

資料 21 ページに記載されている「災害時における要配慮者支援セミナー」を東日本大震災以降継続して行っている。初めは、要配慮者をいかに素早く避難させるかということをテーマに行っていたが、昨年あたりから避難後の要配慮者の生活をどう支援していくか、避難所での生活をどう支援していくかをテーマに研修を積んでいる。

今年は 11 月末に福祉避難所の運営、施設の福祉避難所終了後の BCP、BCM までを学ぶ予定で参加者を募っているところである。市町村の行政を対象に考えていたが、今回は高齢者福祉施設をテーマとしているため、高齢者福祉施設からの申し込みが非常に多く、定員 200 名に対して現在 150 名の申込状況である。熊本地震における特別養護老人ホームの事例を検証しながら、毎年 1 回開催していきたいと考えている。

(湯川委員)

これに関連して、防犯と防災の指針を作成するよう通知が出ており、私たち業界団体もBCP、BCMについてマニュアルを策定している。

資料 19 ページの「千葉県災害ボランティアセンター連絡会会員及びサポート会員の拡大」の項目で、JC が加入したことについて、JC には各業種の OB も多く、またすべての業種を網羅しているため、大変意義のあることだと思う。

(川上部長)

昨年のボランティアセンター運営委員会において、小林副委員長よりアドバイスをいただき、アプローチをして加入いただいた。

また、DMAT のお世話係をボランティアでできないかという話もあり、先日 DMAT の拠点となっている千葉北総病院にて打ち合わせを行ったところ、病院側が快諾してくれたため、JC にボランティアをお願いできるよう話を進めているところである。

(湯川委員)

JC には元首長や県議会の出身者等も多くいるため、いろいろな角度から取り組みを検討していただきたい。

(石川委員)

法人の賛助会員が 14 社増えたというのはすばらしいことである。これはオリンピックに関連するのだが、体育協会の内部文書によると、2017 年 9 月までには各市町村の担当業務が決まることになっている。また 2018 年 4 月 1 日付の文書では、県内の企業、団体、商工会議所、JC、町会、老人クラブ等に至るまで「人・もの・金」どのようなかたちでオリンピックに協賛するのかというような、県内でのオリンピックに協賛しないのはボランティア精神がないくらいの内容となっている。協賛企業を募るのは今年、来年がピークであり、企業に協賛を求めることができるのはこの時期しかなかったと思っている。本当にいいタイミングであった。

また、これは他からの情報であるが、人材確保に関連して、大学生の就職窓口が緩和していることから、福祉関連への希望が非常に減っていると聞いている。学校含め“ボランティア＝オリンピックへの協賛”というように誤った認識をされてしまうと、ますます福祉に目が向かなくなってしまう恐れがある。今年、来年あたりの広報がカギとなってくると思うので、ぜひ頑張ってください。

(松澤常務)

DM は出したばかりであり、その中でも 14 社からいいお話をいただいたところである。そういった企業が賛助会員となり、災害時に支援していただけるような団体も確保していきたいと思っている。

(牧野委員)

中間的就労支援について、直接ではないが、「ちばのWA 地域づくり基金」という寄付を集めて助成をするという団体を作っている。中間的就労を受託しており、千葉市と松戸市にある「ユニバーサル就労ネットワークちば」とともにしくみ作りを考えているところである。

その中で、例えば引きこもっていた人が実際に現場体験に行きたいと思ったときに、ワイシャツがない、スーツがない、交通費がないといった問題が出てきており、そういったことに対応できるよう基金を1つ作ろうと、中央労金から助成金200万円をいただいて検討を始めている。千葉市と松戸市だけでこのような人たちのことを考えても年間50万円くらい必要となってくる。少しでも多くの人々の就労へつながればという思いで取り組んでいる。

(3) 千葉県社会福祉センター建設に係る要望について

説明者：鈴木総務部副部長

別添資料3のとおり説明。

質疑応答

(湯川委員)

具体的な計画案はないのか。

(松澤常務)

来春の知事選の後に本格的に予算がつくことになるため、現段階では何も決まっていない。

(田中委員長)

調査費はまだついていないのか。

(松澤常務)

まだである。

(小林副委員長)

知事選の際に、本件を公開質問状で取り上げてはどうか。これは介護の人材確保の拠点であり、保育士の支援の拠点である。あるいは市民協働・ボランティアの拠点である等、福祉の機能の拠点である旨を伝え、この建物の建て替えに対して何もアクションを起こさないのはそれを否定することになるというように、なるべく焚きつけて大きな課題にしてはどうか。

(松澤常務)

社会福祉センターの建て替えの要望に関して議長からは、野党の議員を含め誰も反対する人はいないだろうと聞いている。

(湯川委員)

修繕費だけでもかなりかかるのではないか。

(松澤常務)

現センターの夏の空調だけで 400 万円の修繕費が発生した。

(4) その他

次回開催日 平成 29 年 2 月 24 日 (金) 10 時 10 分から

次々回開催日 平成 29 年 4 月 24 日 (月) 10 時 10 分から

以 上